

大江湿原におけるシカ対策

～地元有志によるシカ柵延長の取組～

関東森林管理局 山梨森林管理事務所 福島大樹
(元 会津森林管理署南会津支署)

1. ニッコウキスゲの食害と平成 29 年以前の対策

大江湿原は、福島・栃木・群馬・新潟の 4 県にまた

がる尾瀬国立公園東側の福島県 ^{ひのえまた} 檜枝岐村に位置しており、尾瀬を代表するニッコウキスゲやミズバショウなど様々な高山植物が生育し、四季折々の姿を見ることができます。そして、それを見るために毎年多くの観光客が大江湿原には訪れ、地元の檜枝岐村にとって大江湿原内の高山植物、特にニッコウキスゲは重要な観光資源となっています。しかし、平成 20 年頃からニホンジカによる食害によりニッコウキスゲの開花数が大きく減少しました。その影響により、かつて湿原全体がニッコウキスゲの黄色に染まった光景は、近年見られることができず、檜枝岐村にとってニッコウキスゲの保全是喫緊の課題となっていました。そして、この対策として檜枝岐村から会津森林管理署南会津支署（以下「南会津支署」とします。）へ国有林である大江湿原内でのシカ柵の設置についての要望がありました。

大江湿原を含む周辺の国有林は森林生態系保全地域であり、この地域でのシカの食害がニッコウキスゲのみに集中していたことから、生態系保全のために南会津支署がニッコウキスゲを保護することとしました。ニッコウキスゲの保護に向けて、大江湿原の外周に高さ 2 m の金属製のシカ柵（写真—1）の設置を平成 26 年度から請負事業として開始しました。湿原の外周付近の森林内に設置し、総延長は 3,470m となっています。設置期間は積雪のない 6 月頃から 10 月頃までとされていますが、これは尾瀬地域が豪雪地帯であり、冬季期間中にシカ柵を設置した状態にしておくと積雪の圧力によりシカ柵が破損するため、撤去後は現地にシカ柵を地面に寝かせた状態にしています。冬季期間中にはニホンジカが尾瀬地域から他地域に移動しているため、冬季にシカ柵が未設置であっても影響はないと



(図—1) 大江湿原のシカ対策状況



(写真—1) 金属製のシカ柵

考えられています。また、観光地ともなっている大江湿原には、観光客が木道を歩いて湿原へ出入りするようになっています。観光客の通行を確保しつつ、ニホンジカの侵入を防止するために木道の上にグレーチングを設置しています（写真－２）。さらに、湿原南側に位置する尾瀬沼からのニホンジカの侵入を防ぐために水際対策ネット（写真－３）を設置しています。これらの設置により、湿原を概ね囲うことができ、ニホンジカの侵入は大幅に減少しました。



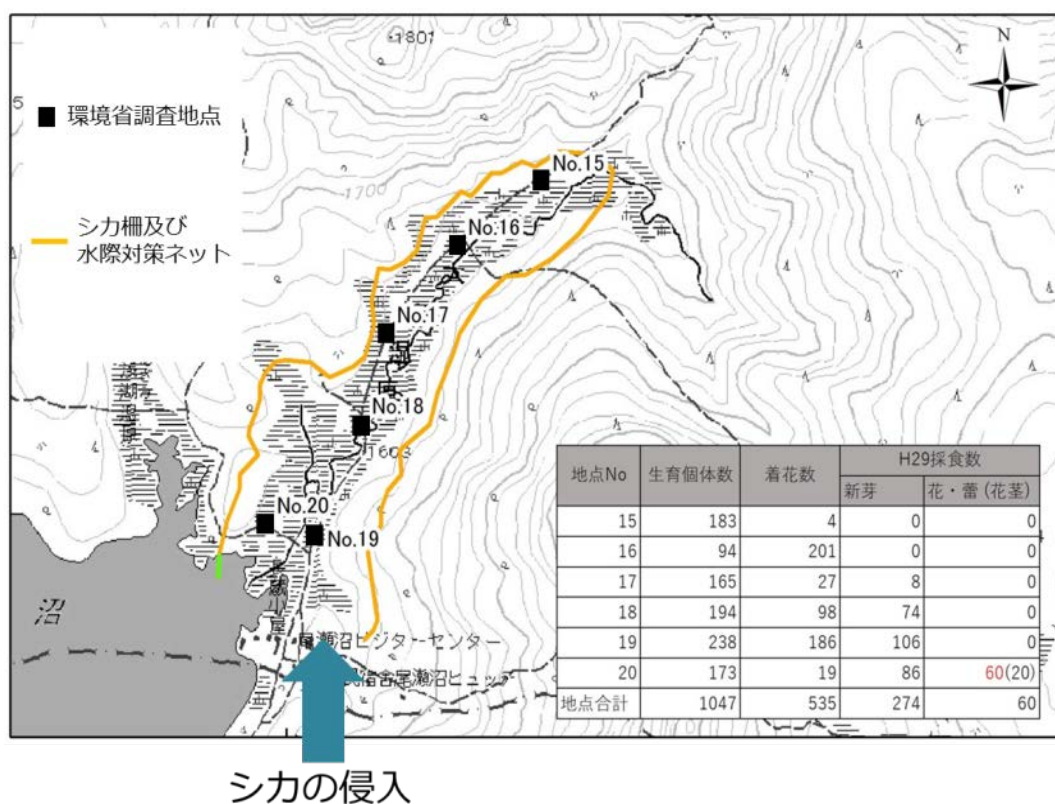
（写真－２）
グレーチング設置状況



（写真－３）水際対策ネット

２．シカ柵延長に向けて

ニホンジカの湿原への侵入は減少しましたが、ニッコウキスゲの食害は依然として発生していました。その原因の一つとしてシカ柵が設置されていない湿原南側からニホンジカが侵入していることが考えられました。（図－１）これを受け、平成28年の秋に檜枝岐村から未設置箇所



（図－１）シカ柵延長前におけるニッコウキスゲ食害の状況

へのシカ柵の延長について再度要望がありました。南会津支署としては、地元自治体からの要望があったこと及び、現状のままではニッコウキスゲの安定的な回復が難しいことから未設置箇所への延長に向けて取り組むこととしました。ただし、南会津支署単独で行うのではなく、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会（以下「協議会」とします。）の枠組みにおいて各機関が協力して実施することとなりました。

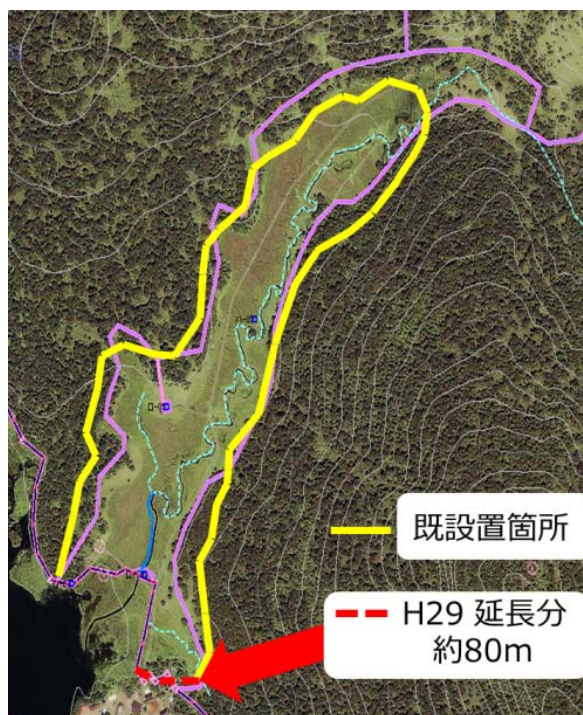
協議会は、尾瀬国立公園などのニホンジカによる生態系への影響を未然に防ぐことを目的として設立されました。福島県南会津地方振興局県民環境部を事務局とし、檜枝岐村や南会津町、檜枝岐猟友会、尾瀬檜枝岐温泉観光協会、公益財団法人尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合、環境省檜枝岐自然保護官事務所、南会津支署が参加しています。これまで協議会では各機関での個々の取組や現地の被害状況の報告など尾瀬国立公園の保全に向けて協議を重ねてきましたが、単なる会議の場から実働的な取組を行う組織として今回のシカ柵延長を機に動き出すこととなりました。

シカ柵延長設置箇所の選定は南会津支署と関東森林管理局保全課、環境省と協議した案を元に協議会で正式決定としました（図－２）。実行に移すにあたり、南会津支署がシカ柵の準備と現場整備を担当し、檜枝岐村がシカ柵資材の現地への運搬、協議会事務局である南会津地方振興局にはボランティアや地域の関係機関へ延長設置作業の参加要請を行うなど協議会全体で準備を進めていきました。

３．作業の実施

延長設置作業は協議会の呼びかけにより集まった有志約 40 名で平成 29 年 7 月 7 日に実施しました。協議会メンバーなどの関係団体だけでなく、ボランティアとして 3 名の方に参加していただきました。また、南会津町議会議員や南会津町及び昭和村役場職員がシカ被害対策の参考とするため見学に来ており、見学の方々にも作業を手伝っていただきました。作業は延長箇所に参加者が横一列に並ぶような形で実施しました。平成 29 年 10 月 11 日には、再び協議会の呼びかけにより有志 12 名で 7 月に延長設置した箇所の柵撤去を行いました。

平成 30 年度にも有志による作業を実施しました。平成 30 年 6 月 16 日には有志 80 名が参加し、班に分かれて延長箇所以外の 820m の設置を行いました。そして、平成 30 年 10 月 13 日には有志 68 名で 6 月に有志により設置した箇所の内 630m の撤去を行いました。ボランティアには尾瀬ガイド協会福島支部、（特非）尾瀬自然保護ネットワーク、尾瀬ボランティア、南会津高校の方々に設置時には 56 名、撤去時には 39 名の参加をしていただくことができました。



（図－２）シカ柵延長設置箇所



（写真－４）協議会設立総会の様子



(写真－５) 平成 29 年延長設置作業の
参加者による集合写真



(写真－６) 平成 30 年設置作業の様子

4. シカ柵延長による成果

シカ柵延長を行ったことによる成果は大きく 2 点あります。1 点目は大江湿原の保全効果が向上したことです。シカ柵の未設置箇所がシカの湿原への侵入路となっていました。これを塞ぐことができたため今後シカの湿原への侵入が減少することが予想されます。さらに、延長箇所にあたる木道に檜枝岐村がグレーチングを設置し、他の湿原出入り口と同様の対策を行いました。

2 点目は今後地域全体で大江湿原を保全していく体制づくりへの足がかりができたことです。協議会が単なる会議の場のみの役割から、尾瀬の保全活動の実施に向けて地域をまとめる存在として大きな役割を果たしました。そして、延長設置作業をきっかけに始まった有志による作業では、初めて行った平成 29 年度にはわずか 3 名ではありますがボランティアの参加を得ることができ、2 年目にあたる平成 30 年度には大幅にボランティアの参加人数を増やすことができました。このことは今後の取組につながる結果となりました。

5. シカ対策の今後の課題と取組

(1) 地域全体で取り組む体制づくり

取組を開始した平成 29 年は主に行政を主体としたメンバーによって作業が行われました。平成 30 年度にはボランティアの人数を大幅に増やすことができましたが、地域全体として取り組んでいくためには引き続き地域住民やボランティアの参加拡大が不可欠です。そのために、協議会のメンバーでもある尾瀬保護財団と連携してボランティア団体への協力要請や民間企業などからの社会貢献活動の誘致に向けて協議をしています。また、シカ被害の危機にさらされた尾瀬の原状や協議会の取組について、事業の説明看板(写真－7)やチラシの作成など様々な方法で多くの人に広く知ってもらい、地元住民だけでなく他地域から関心を持った方々に作業に参加してもらうことが重要です。



(写真－７) 事業の説明看板

（２）シカ侵入防止力の向上

シカ柵は融雪後に設置しているため、雪解けからシカ柵設置までの期間にシカが湿原内に侵入することがあります。そのため、雪解けが想定よりも早かった場合にはシカ柵の未設置期間が長くなり、シカが容易に湿原内へ侵入します。これはニッコウキスゲの食害の大きな要因となっています。そのため、南会津支署としてはシカ柵事業の早期発注により、融雪がいつであっても速やかにシカ柵を設置できる体制を整えています。今後有志により設置を行っていく場合についても、融雪後速やかに設置作業を行えるように協議会が中心となって準備を進め、体制を整えておく必要があります。加えて、協議会メンバー間で協力・連携してシカ柵未設置期間における夜間のシカ追い払い活動などの対策についても検討しています。



（写真－８）ドア型の柵
（出典：環境省）

さらに、湿原出入り口での対策の改良も必要です。現在導入しているグレーチングについてもシカの侵入防止効果がありますが、グレーチングを通過してしまうシカも一部いることが確認されています。この対策として、ドア型の柵（写真－８）への変更や改良型グレーチングの導入、グレーチングの地面からの高さの改良について検討しています。こうした対策は予算の制約や景観への影響の配慮など検討すべき事項は多いですが、ニッコウキスゲの保全のために重要なことであり、協議会や地域の関係者などから幅広く意見を聞くなどして実行に移していきたいと考えています。

（３）シカの積極的な捕獲

シカ柵は大江湿原へのシカの侵入は防止しているものの、地域としてシカの個体数を減少させるものではないため希少野生植物等の食害がなくなるわけではありません。したがって、周辺地域において根気強く捕獲に取り組み、個体数を減らしていくことがニホンジカによる食害を減らすことにつながります。南会津支署では、支署で購入したくくり罠（写真－９）を協議会経由で地元猟友会に貸し出す形で国有林内でのニホンジカの捕獲を開始しました。平成 29 年度には地元猟友会員の 2 名が南会津支署の非常勤職員として加わったことを契機に、くくり罠の個数の増加、設置エリアの拡大などにより捕獲の取組を拡大しました。また、平成 29 年度に管内の国有林で新たなシカ食害を受けた箇所が確認されたことから、平成 30 年度には設置エリアを拡大しました。今後も、シカ食害の状況に注意しながら捕獲の取組を継続していきたいと考えています。



（写真－９）捕獲に使用しているくくり罠

６．まとめ

これまで南会津支署のみが設置に携わっていた大江湿原のシカ柵について、協議会が中心となって関係機関などからの有志や地域内外からのボランティアで平成 29 年度、平成 30 年度の設置作業を行ったことで、「大江湿原はみんなで守るもの」という意識が高まったと思われます。これまでの取組を足が

りに行政機関が主導しつつも、ボランティアの参加などに向けて地域の力を更に引き出せるよう活動していきます。そして、大江湿原での取組が尾瀬地域における自然保護の一つの成功例となるよう取り組んでいきます。そのためには、協議会は今後更なるリーダーシップを発揮して地域をまとめ、協議会のメンバーも協力・連携しあいながら個々の役割を果たしていくことが重要です。そして、大江湿原での取組がより事態が深刻な尾瀬ヶ原など他の事例に良い影響を与え、新たな取組が生まれるよう、南会津支署も求められる役割をしっかりと果たしていきます。